



# 熊本県公報

第 1 2 6 1 4 号

平成 29 年 4 月 21 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○平成 29 年度保育士登録業務及び手数料徴収事務の委託……………	(子ども未来課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(高齢者支援課) 1
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	( // ) 2
○指定居宅介護支援事業者の指定……………	( // ) 2
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 2
○道路の区域変更……………	( // ) 2
○道路の区域変更……………	( // ) 3
○道路の区域変更……………	( // ) 3
○道路の区域変更……………	( // ) 3
○道路の区域変更……………	( // ) 4
○道路の供用開始……………	( // ) 4
<b>公 告</b>	
○土地改良区定数変更の認可……………	(農村計画課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	( // ) 5
○土地改良区役員の退任及び就任……………	(農村計画課) 5
○平成 29 年度熊本県調理師試験の実施……………	(健康づくり推進課) 6
○公共測量の終了……………	(技術管理課) 7
○特定調達契約に係る契約相手方の決定……………	(税務課) 7
○土地改良区役員の退任及び就任……………	(農村計画課) 8
○基本測量の終了……………	(監理課) 9
○基本測量の終了……………	( // ) 9
<b>正 誤</b>	
○平成 29 年 3 月 31 日熊本県公告第 1 6 7 号八代港港湾計画 の一部変更……………	(港湾課) 9

## 告 示

### 熊本県告示第 4 8 0 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により次のとおり手数料の徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 29 年 4 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 委託の内容  
熊本県手数料条例(平成 12 年熊本県条例第 9 号)第 2 条第 1 項第 110 号の 2 に規定する保育士登録申請手数料、同項第 110 号の 3 に規定する保育士登録証書換え交付手数料及び同項第 110 号の 4 に規定する保育士登録証再交付手数料の徴収の事務
- 委託の相手方  
社会福祉法人日本保育協会  
東京都千代田区麹町一丁目 6 番 2 号アーバンネット麹町ビル 6 階
- 委託する期間  
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

### 熊本県告示第 4 8 1 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 29 年 4 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 J I N	訪問看護ステー	合志市須屋 29	平成 29 年	訪問看護

シヨンあおい	7 番地 4 6	4 月 1 6 日
--------	----------	-----------

熊本県告示第 4 8 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 J I N	訪問看護ステーションあおい	合志市須屋 2 9 7 番地 4 6	平成 2 9 年 4 月 1 6 日	介護予防訪問看護

熊本県告示第 4 8 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社南関介護サービス	ケアプラン 関の郷	玉名郡南関町大字関町字町浦 1 6 番地 2	平成 2 9 年 4 月 1 5 日	居宅介護支援

熊本県告示第 4 8 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 4 月 2 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字簞瀬字宇ノ木 1 0 番 1 地先から 葦北郡芦北町大字簞瀬字岩屋川内 4 5 3 番 9 地先まで	前	4. 2 ～ 15. 5	1882. 2	災害防除
			後	5. 3 ～ 21. 0		

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 4 月 2 1 日

熊本県告示第 4 8 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 4 月 2 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市大字山田小字鷲の石 1 6 2 9 番 1 地先から 同所	前	15. 3 ～ 15. 9	29. 0	道路区域からの除外

		1627番3地先まで	後	12.3 ～ 12.6	29.0	
--	--	------------	---	-------------------	------	--

2 区域を変更する期日 平成29年4月21日

**熊本県告示第486号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年4月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町三野岩付 449番1地先から 同所 449番1地先まで	前	19.7 ～ 30.8	73.2	災害復旧
			後	22.3 ～ 40.7	73.2	

2 区域を変更する期日 平成29年4月21日

**熊本県告示第487号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年4月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇吉田線	阿蘇郡南阿蘇村大字中松 2181番1地先から 同所 2137番2地先まで	前	25.8 ～ 33.9	60.0	災害復旧
			後	28.0 ～ 57.3	60.0	

2 区域を変更する期日 平成29年4月21日

**熊本県告示第488号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年4月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	草千里浜栃木線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 5961番地先から 同所 5961番地先まで	前	8.6 ～ 12.0	120.0	災害復旧
			後	8.9 ～	120.0	

				21.3		
--	--	--	--	------	--	--

2 区域を変更する期日 平成29年4月21日

**熊本県告示第489号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年4月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 4704番1地先から 同所 4678番6地先まで	前	18.4 ～ 49.8	106.0	災害復旧
			後	18.4 ～ 60.7		

2 区域を変更する期日 平成29年4月21日

**熊本県告示第490号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年4月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市七城町砂田字間所 1452番1地先から 同所 1455番2地先まで	23.4	防交 (交通安全)
		菊池市七城町砂田字間所 1456番1地先から 同所 1457番1地先まで	63.4	

2 供用を開始する期日 平成29年4月21日

**公 告**

**熊本県公告第225号**

人吉市に事務所を置くひとよし土地改良区理事長東一善から平成29年3月29日付けで申請のあった定款の変更については、平成29年4月11日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成29年4月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

**熊本県公告第226号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 合志市御代志字輪渕2043番4及び同2043番5  
383.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市御代志2043番地3  
鈴木 智也

**熊本県公告第227号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成29年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上六嘉字丸池197番2の一部、同197番3の一部  
499.42平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡嘉島町大字上六嘉197番地3  
福永 英一

**熊本県公告第228号**

熊本市に事務所を置く熊本市南土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年4月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	高木 正一	熊本市南区合志2丁目16番20号
理事	清田 政和	熊本市南区護藤町2171番地
理事	植村 清一	熊本市南区畠口町110番地
理事	原田 正弘	熊本市南区中無田町835番地1
理事	東 修二	熊本市南区銭塘町376番地
理事	村上 義博	熊本市南区銭塘町938番地
理事	守田 博幸	熊本市南区内田町1727番地
理事	寺田 秋弘	熊本市南区奥古閑町82番地1
理事	荒木 秀昭	熊本市南区奥古閑町1934番地
理事	林田 啓助	熊本市南区海路口町2261番地
理事	永井 智文	熊本市南区海路口町449番地1
理事	津田 正昭	熊本市南区海路口町3965番地
理事	松田 克己	熊本市南区川口町2572番地
理事	白石 弘一	熊本市南区川口町220番地5
監事	中村 祐二	熊本市南区美登里町1064番地3
監事	福本 令司	熊本市南区海路口町3503番地
監事	川上 栄一	熊本市南区八幡10丁目1番98号
就任		
理事	高木 正一	熊本市南区合志2丁目16番20号
理事	清田 政和	熊本市南区護藤町2171番地
理事	植村 清一	熊本市南区畠口町110番地
理事	原田 正弘	熊本市南区中無田町835番地1
理事	東 修二	熊本市南区銭塘町376番地
理事	村上 義博	熊本市南区銭塘町938番地
理事	守田 博幸	熊本市南区内田町1727番地
理事	寺田 秋弘	熊本市南区奥古閑町82番地1
理事	荒木 秀昭	熊本市南区奥古閑町1934番地
理事	白石 鶴雄	熊本市南区海路口町3689番地2
理事	永井 智文	熊本市南区海路口町449番地1
理事	津田 正昭	熊本市南区海路口町3965番地

理事	松田 克己	熊本市南区川口町2572番地
理事	田中 豊	熊本市南区川口町3140番地
監事	中村 祐二	熊本市南区美登里町1064番地3
監事	藤山 司	熊本市南区海路口町1750番地
監事	川上 栄一	熊本市南区八幡10丁目1番98号

熊本県公告第229号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により平成29年度調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）第9条の規定により公告する。

平成29年4月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験期日  
平成29年8月29日（火）
- 2 試験場所  
公立大学法人熊本県立大学 熊本市東区月出三丁目1番100号
- 3 試験科目及び時間
  - (1) 食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
  - (2) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 4 受験資格
  - (1) 学歴  
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者
  - (2) 調理実務経験  
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号若しくは第32号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1回20食以上又は1日50食以上）において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
  - (1) 提出書類  
次に掲げる書類を提出すること。ただし、平成26年度から平成28年度までのいずれかの年度に行われた調理師試験に係る熊本県調理師試験受験票を提出する場合は、イ及びウに掲げる書類の提出を省略できる。  
ア 受験願書 1部  
イ 調理業務従事証明書 1部  
ウ 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類  
エ 写真（受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載したもの） 1枚  
オ 戸籍抄本又は戸籍謄本（提出前6月以内に交付されたもの） 1部  
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名（受験票を提出する者にあつては、当該受験票の氏名）と現在の氏名が異なる場合に限る。
  - (2) 受験願書の配付  
平成29年5月15日（月）から平成29年6月16日（金）まで、熊本県の保健所、熊本市の保健所、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課等で配付する。ただし、土日祝祭日には、配付しない。  
なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、宛て先を明記し、92円切手を貼った返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封の上、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
  - (3) 受験願書等受付期間  
平成29年6月12日（月）から平成29年6月16日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成29年6月16日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。
  - (4) 受験願書等提出先  
受験願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）をするときには、必ず書留郵便とし、封筒の表に「調理師試験願書在中」と朱書の上、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課に送付すること。  
ア 本市居住者にあつては、熊本市の保健所  
イ 本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所  
ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

- (5) 受験手数料  
6, 200 円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6, 200 円分の普通為替又は定額小為替）  
受験願書を受理した後の受験手数料は、返還しない。
- 6 受験票の交付  
受験票は、受験願書を審査した後、受験者に郵送により交付する。
- 7 合格基準  
原則として、全科目の合計得点が満点の 6 割以上であり、かつ、各科目の得点が科目ごとの平均点の 2 割以上であること。
- 8 合格発表  
合格者は、平成 29 年 9 月 20 日（水）午前 10 時に熊本県庁本館 1 階ロビー、各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 9 その他
  - (1) 受験手続等に関する問合せは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（電話 096-333-2252）に行うこと。
  - (2) 熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）第 22 条の規定に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を受験者のうち希望する者に開示するものとする。  
なお、開示期間は、合格発表の日から 1 か月以内とし、開示場所は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課とする。
  - (3) 出題した問題については、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。この場合において、掲載期間は、1 年間（平成 29 年 9 月 20 日（水）から平成 30 年 9 月 19 日（水）まで）とする。

**熊本県公告第 230 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により国土交通省土地・建設産業局 地籍整備課長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公告する。  
平成 29 年 4 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（国土調査被災地域境界基本調査）	平成 28 年 1 月 1 日から 平成 29 年 2 月 28 日まで	熊本市、菊池市、宇城市、阿蘇市、菊池郡大津町・菊陽町、阿蘇郡西原村・南阿蘇村、上益城郡御船町・嘉島町・益城町・甲佐町

**熊本県公告第 231 号**

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条の規定により、次のとおり公示する。  
平成 29 年 4 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量  
平成 29 年度くまもと県税システム及び電子申告審査システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部市町村・税務局税務課  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成 29 年 3 月 13 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
82, 850, 040 円（うち消費税及び地方消費税の額 6, 137, 040 円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
特例政令第 11 条第 1 項第 2 号の規定による。

熊本県公告第 2 3 2 号

菊池郡大津町に事務所を置くおおきく土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山本 富二夫	菊池郡大津町大字外牧 4 0 0 番地
理事	桐原 計	菊池郡大津町大字外牧 1 8 8 番地
理事	中瀬 清則	菊池郡大津町大字岩坂 5 7 8 番地
理事	合志 幸徳	菊池郡大津町大字瀬田 1 0 4 3 番地
理事	牧野 悟	菊池郡大津町大字陣内 1 3 5 0 番地
理事	松岡 博継	菊池郡大津町大字陣内 1 6 7 9 番地
理事	坂本 昌明	菊池郡大津町大字引水 1 2 7 番地
理事	川上 富雄	菊池郡大津町大字室 7 6 0 番地 1
理事	可村 岸雄	菊池郡菊陽町大字原水 2 2 1 6 番地
理事	服部 貞夫	菊池郡菊陽町大字原水 1 0 6 3 番地 3
理事	本田 浩久	菊池郡菊陽町大字原水 5 9 7 5 番地
理事	東 孝輝	菊池郡菊陽町大字久保田 7 1 番地
理事	西本 勇市	菊池郡菊陽町大字久保田 2 6 8 番地
理事	阪本 政則	菊池郡菊陽町大字久保田 2 5 1 3 番地
理事	富永 連	菊池郡菊陽町大字津久礼 1 7 4 7 番地
理事	東 恵治	菊池郡菊陽町大字戸次 4 5 番地
理事	小牧 一廣	菊池郡菊陽町大字辛川 1 5 2 8 番地
理事	瀬上 和則	熊本市東区鹿帰瀬町 6 5 5 番地
理事	家入 勲	菊池郡大津町大字大津 8 4 6 番地
理事	後藤 三雄	菊池郡菊陽町大字原水 2 3 2 3 番地 2
監事	江藤 忠一	菊池郡大津町大字岩坂 1 3 1 0 番地
監事	高木 公男	菊池郡菊陽町大字原水 3 5 2 8 番地
監事	鎌田 博昭	菊池郡菊陽町大字久保田 1 5 3 4 番地
就任		
理事	山本 富二夫	菊池郡大津町大字外牧 4 0 0 番地
理事	桐原 計	菊池郡大津町大字外牧 1 8 8 番地
理事	中瀬 清則	菊池郡大津町大字岩坂 5 7 8 番地
理事	合志 幸徳	菊池郡大津町大字瀬田 1 0 4 3 番地
理事	牧野 悟	菊池郡大津町大字陣内 1 3 5 0 番地
理事	松岡 博継	菊池郡大津町大字陣内 1 6 7 9 番地
理事	坂本 昌明	菊池郡大津町大字引水 1 2 7 番地
理事	川上 富雄	菊池郡大津町大字室 7 6 0 番地 1
理事	可村 岸雄	菊池郡菊陽町大字原水 2 2 1 6 番地
理事	服部 貞夫	菊池郡菊陽町大字原水 1 0 6 3 番地 3
理事	本田 浩久	菊池郡菊陽町大字原水 5 9 7 5 番地
理事	東 孝輝	菊池郡菊陽町大字久保田 7 1 番地
理事	西本 勇市	菊池郡菊陽町大字久保田 2 6 8 番地
理事	阪本 政則	菊池郡菊陽町大字久保田 2 5 1 3 番地
理事	富永 連	菊池郡菊陽町大字津久礼 1 7 4 7 番地
理事	東 恵治	菊池郡菊陽町大字戸次 4 5 番地
理事	小牧 一廣	菊池郡菊陽町大字辛川 1 5 2 8 番地
理事	瀬上 和則	熊本市東区鹿帰瀬町 6 5 5 番地
理事	家入 勲	菊池郡大津町大字大津 8 4 6 番地
理事	後藤 三雄	菊池郡菊陽町大字原水 2 3 2 3 番地 2



監事	江藤 忠一	菊池郡大津町大字岩坂 1 3 1 0 番地
監事	高木 公男	菊池郡菊陽町大字原水 3 5 2 8 番地
監事	鎌田 博昭	菊池郡菊陽町大字久保田 1 5 3 4 番地

**熊本県公告第 2 3 3 号**

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 2 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（応急復旧対策基図作成）	平成 2 8 年 7 月 2 2 日から 平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで	熊本市、阿蘇市、大津町、菊陽町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町

**熊本県公告第 2 3 4 号**

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 2 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）	平成 2 8 年 4 月 1 日から 平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで	熊本県内全域

**正 誤**

平成 2 9 年 3 月 3 1 日熊本県公告第 1 6 7 号（八代港港湾計画の一部変更の概要）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1 3 0	1 0	既定計画	既設計画